

貸借対照表

(平成25年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	50,791,372	流 動 負 債	9,144,737
現金及び預金	12,914,102	支払手形	299,715
売掛金	75,673	買掛金	212,973
販売用不動産	30,881,888	短期借入金	6,000
仕掛販売用不動産	6,222,981	1年内返済予定の長期借入金	6,559,368
貯蔵品	2,765	リース債務	1,771
関係会社短期貸付金	50,000	未払金	236,582
未収入金	29,032	未払費用	39,807
前渡金	208,116	未払法人税等	757,527
前払費用	191,683	未払消費税等	186,191
繰延税金資産	183,830	前受金	699,094
その他	32,125	前受収益	8
貸倒引当金	△827	預り金	31,292
固 定 資 産	16,415,883	賞与引当金	114,405
有 形 固 定 資 産	14,455,559	固 定 負 債	29,046,624
建物	4,381,474	長期借入金	26,489,109
構築物	6,881	預り敷金保証金	2,023,929
機械及び装置	120	リース債務	3,106
車両運搬具	6,528	資産除去債務	24,003
工具、器具及び備品	22,861	退職給付引当金	181,256
土地	10,033,045	役員退職慰労引当金	325,219
リース資産	4,646	負 債 合 計	38,191,362
無 形 固 定 資 産	29,948	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	28,059	株 主 資 本	29,015,521
電話加入権	1,889	資本金	6,421,392
投 資 其 他 の 資 産	1,930,375	資本剰余金	6,504,868
投資有価証券	790,045	資本準備金	6,504,868
関係会社株式	889,119	利 益 剰 余 金	16,089,260
出資金	4,000	利益準備金	7,250
長期貸付金	3,286	その他利益剰余金	16,082,010
破産更生債権等	5,305	別途積立金	15,000
敷金及び保証金	164,716	繰越利益剰余金	16,067,010
繰延税金資産	74,762	評 価 ・ 換 算 差 額 等	372
その他	4,014	その他有価証券評価差額金	372
貸倒引当金	△4,875	純 資 産 合 計	29,015,893
資 産 合 計	67,207,256	負 債 及 び 純 資 産 合 計	67,207,256

損 益 計 算 書

（平成24年12月1日から
平成25年11月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		30,044,918
売 上 原 価		24,470,952
売 上 総 利 益		5,573,966
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,185,879
営 業 利 益		3,388,086
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,865	
受 取 配 当 金	1,124	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,365	
雑 収 入	22,146	31,501
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	646,351	
株 式 交 付 費	107,900	
為 替 差 損	3,625	
雑 損 失	7,000	764,877
経 常 利 益		2,654,711
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,323	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	28,596	35,920
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	167	167
税 引 前 当 期 純 利 益		2,690,464
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	757,611	
法 人 税 等 調 整 額	276,615	1,034,227
当 期 純 利 益		1,656,236

株主資本等変動計算書

(平成24年12月1日から)
(平成25年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金計 合	
		資本準備金	資本剰余金計 合		その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
				別 積 立 金	途 金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,454,673	5,538,149	5,538,149	7,250	15,000	14,282,474	14,304,724	25,297,547
会計方針の変更による 累積的影響額						402,403	402,403	402,403
遡及処理後当期首残高	5,454,673	5,538,149	5,538,149	7,250	15,000	14,684,877	14,707,127	25,699,950
当期変動額								
新株の発行	966,719	966,719	966,719					1,933,438
剰余金の配当						△274,104	△274,104	△274,104
当期純利益						1,656,236	1,656,236	1,656,236
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	966,719	966,719	966,719	-	-	1,382,132	1,382,132	3,315,570
当期末残高	6,421,392	6,504,868	6,504,868	7,250	15,000	16,067,010	16,089,260	29,015,521

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△926	△926	25,296,620
会計方針の変更による 累積的影響額			402,403
遡及処理後当期首残高	△926	△926	25,699,023
当期変動額			
新株の発行			1,933,438
剰余金の配当			△274,104
当期純利益			1,656,236
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,299	1,299	1,299
当期変動額合計	1,299	1,299	3,316,870
当期末残高	372	372	29,015,893

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によりております。

・販売用不動産

個別法

・仕掛販売用不動産

個別法

・貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における見積利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、当事業年度末における役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(賃貸収入の会計処理)

フリーレント期間中の賃貸収入について、従来、フリーレント期間終了後から収益認識しておりましたが、当事業年度より契約期間にわたって収益認識する方法に変更しております。この変更は、日本においても当連結会計年度より連結財務諸表を国際会計基準により開示するのを契機に見直しを行った結果、フリーレント期間中の賃貸収入の重要性が増してきていること及びフリーレント期間終了後も引き続き賃貸借契約が継続している実態があること並びに同一環境下で行われた同一の性質の取引等につき企業集団として会計処理の統一を図るためのものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は98,313千円増加しております。

(借入コストの会計処理)

借入コストのうち融資事務手数料について、従来、支出時に費用処理しておりましたが、当事業年度より借入期間にわたって費用処理する方法に変更しております。この変更は、日本においても当連結会計年度より連結財務諸表を国際会計基準により開示するのを契機に、見直しを行った結果、融資事務手数料の重要性が増してきていること及び当該費用の効果は借入期間にわたって及ぶことから、期間按分することがより期間損益の適正化に資するものであること並びに同一環境下で行われた同一の性質の取引等につき企業集団として会計処理の統一を図るためのものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は118,538千円増加しております。

(退職給付債務の計算方法)

従来、退職給付債務の計算を簡便法によっておりましたが、当事業年度より、原則法により計算する方法に変更しております。

この変更は、日本においても当連結会計年度より連結財務諸表を国際会計基準により開示するのを契機に、退職給付債務の算定をより合理的な方法に見直し、これにより期間損益の適正化を図ること及び同一環境下で行われた同一の性質の取引等につき企業集団として会計処理の統一を図るためのものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は26,423千円減少しております。

(販売用不動産に関する会計処理)

当連結会計年度より連結財務諸表を国際会計基準により開示するのを契機に、販売用不動産に関する会計処理を変更しております。

(1) 販売用不動産の費用配分方法

従来、販売用不動産につき減価償却を行ってまいりましたが、当事業年度より減価償却を行わない方法に変更しております。

この変更は、保有する期間における減価要因は「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用により適正に簿価に反映されているため、減価償却を行わないことがより適正な期間損益計算を行うことになること及び同一環境下で行われた同一の性質の取引等につき企業集団として会計処理の統一を図るためのものであります。

(2) 借入コストの処理方法

従来、借入コストについては発生時に費用処理を行ってまいりましたが、当事業年度より一定の販売用不動産に対する借入コストの一部を資産に計上する処理方法に変更しております。

この変更は、当社の借入は物件ごとにひも付きで資金調達を行うのが通例であり、一般の支払利子とは性格を異にするので、重要な原価要素としての性格が強く、資産化を行うことでより適正な期間損益計算を行うことになること及び同一環境下で行われた同一の性質の取引等につき企業集団として会計処理の統一を図るためのものであります。

(3) 販売用不動産にかかる広告宣伝費等の処理方法

従来、販売用不動産にかかる広告宣伝費等については、該当物件売却時に費用処理する方法によってまいりましたが、当事業年度より発生時に費用処理する方法に変更しております。

この変更は近年、広告宣伝費と収益の対応関係が希薄化する傾向にあり、広告宣伝費等の資産性につきより厳密に検討した結果、発生時に費用処理を行うことがより適正な期間損益計算に資すること及び同一環境下で行われた同一の性質の取引等につき企業集団として会計処理の統一を図るためのものであります。

上記(1)から(3)の販売用不動産に関する会計処理の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この

結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は211,974千円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

現金及び預金	70,005千円
販売用不動産	29,629,181千円
仕掛販売用不動産	6,222,981千円
建物	4,192,805千円
土地	9,315,675千円
合計	49,430,650千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	6,000千円
1年内返済予定の長期借入金	6,513,728千円
長期借入金	26,489,109千円
合計	33,008,837千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,126,306千円

(3) 偶発債務

下記の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

トーセイ・リバイバル・インベストメント㈱	1,723,110千円
トーセイ・コミュニティ㈱	96,628千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	4,442千円
② 短期金銭債務	15,842千円
③ 長期金銭債務	29,853千円

(5) 資産の保有目的の変更

従来、固定資産として保有していた賃貸物件（建物：505,827千円、土地：1,630,078千円）を、事業方針の変更に伴い販売用不動産へ振り替えております。

従来、販売用不動産として保有していた賃貸物件（建物：996,547千円、土地：1,731,791千円）を、事業方針の変更に伴い固定資産へ振り替えております。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	83,511千円
② 仕入高	310,901千円
③ その他営業取引高	12,314千円
④ 営業取引以外の取引高	11,768千円

(2) 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

284,072千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

未払事業税否認	52,862千円
賞与引当金	48,183千円
広告宣伝費等否認	69,170千円
その他	23,067千円
合計	193,284千円

固定資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	64,599千円
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	115,908千円
減損損失	57,607千円
その他	25,959千円
合計	264,075千円

評価性引当額 △189,106千円

繰延税金資産合計 268,253千円

繰延税金負債

流動負債

その他	△9,454千円
合計	△9,454千円

固定負債

その他	△206千円
合計	△206千円

繰延税金負債合計 △9,660千円

繰延税金資産の純額 258,592千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	トーセイ・リバ イバル・インベ ストメント(株)	所有 直接100%	役員の兼任	債務保証	1,723,110	—	—
	トーセイ・コミ ュニティ(株)	所有 直接100%	役員の兼任	債務保証	96,628	—	—
	NAI・トーセ イ・JAPAN(株)	所有 直接100%	—	資金の貸付	50,000	関係会社 短期貸付金	50,000

(注) 1. 債務保証については、金融機関からの借入金に対して当社が債務保証を行っておりま
す。なお、保証料の受領はありません。

2. 資金の貸付における貸付利率は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しておりま
す。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 600円94銭

(2) 1株当たり当期純利益 35円54銭

(注) 当社は、平成25年7月1日を効力発生日として1株につき100株の割合で株式分割を行って
おります。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当
り情報を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年1月15日

トーセイ株式会社
取締役会 御中

新創監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 篠 原 一 馬 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 相 川 高 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーセイ株式会社の平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、トーセイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 1月15日

トーセイ株式会社
取締役会 御中

新創監査法人

指 定 社 員 公認会計士 篠 原 一 馬 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 相 川 高 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーセイ株式会社の平成24年12月1日から平成25年11月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より賃貸収入の会計処理方法を変更している。
2. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より借入コストの会計処理方法を変更している。
3. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より退職給付債務の計算を原則法により計算する方法に変更している。
4. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より販売用不動産に関する会計処理方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年12月1日から平成25年11月30日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年1月20日

トーセイ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	本	田	安	弘	Ⓞ
常勤監査役（社外監査役）	北	村		豊	Ⓞ
監査役（社外監査役）	永	野	竜	樹	Ⓞ
監査役（社外監査役）	土	井		修	Ⓞ
				以	上

以 上